

2019年1月21日
認定NPO法人フローレンス

フローレンスの「赤ちゃん縁組事業（特別養子縁組事業）」が、東京都の許可を取得。都のモデル事業にも採択されました。

特別養子縁組あっせん団体として正式に認可を受け、
養親希望者等支援モデル事業と障害児等支援モデル事業の2つのモデル事業にも選出

<フローレンスの赤ちゃん縁組事業が許認可獲得>

このたびフローレンスの「赤ちゃん縁組事業」が、東京都から無事事業許可を受けましたのでお知らせいたします。東京都に拠点があるフローレンスは、東京都から許可を受けました。

2016年4月に「こどもの虐待死の半分を占める赤ちゃんの遺棄を無くしたい!」という思いで事業をスタートしました。

約3年で1300件以上の実親・妊娠相談を受けてきました。その中で養子縁組委託は13組。独りで悩む妊婦さんに寄り添い、新しい家族の誕生に一つ一つ丁寧に関わってきた実績が認められました。赤ちゃん和妊婦さんを福祉の観点からサポートする事業内容と理念について評価をいただいたものと受け止めています。



<モデル事業としても採択>

また、民間の養子縁組あっせん団体のうち、モデル的な取り組みを推進する団体のみが補助を受けることができる「モデル事業」団体としても採択されました。

「モデル事業」は行政が正式な補助制度を設計する過程でのトライアル補助という位置づけのものです。フローレンスは特に、医療機関や自団体の保育事業と連携した手厚い養親研修を専門的に行っている実績や、障害児や医療的ケア児といった特別な支援を要する子どものサポートの実績から選定いただいたものと受け止めています。

～平成 30年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業～

- ・ 養親希望者等支援モデル事業…養親希望者や児童の父母などの負担軽減に向けた取り組み
- ・ 障害児等支援モデル事業…障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前成立後の支援

2019年度も、子どもを真ん中においた丁寧な支援を実践し、行政や皆さんからいただくご期待に応えられるよう取り組んでいきます。

フローレンスが目指すのは、赤ちゃんの虐待死がゼロの社会です。

2019年度も、体制を強化しより多くの母子をサポートするべく取り組んでいきます。

<本リリースに関するお問い合わせ先> 認定NPO法人フローレンス 広報担当：岡水・石垣
電話:03-6811-0903 (9:00～17:00) メール: spr@florence.or.jp

特別養子縁組あっせん法について

2018年4月から施行された特別養子縁組あっせん法に基づき、民間の特別養子縁組あっせん団体は許認可制となりました。

この制度は、実親が育てられない子どもが新たな家庭で育つ特別養子縁組を拡大すること、悪質事業者を規制し正当な事業者の運営を推進することを目的に成立しました。

厚生労働省の所管で、許可は事業者の拠点がある各都道府県が行います。

これまで届出制で事実上だれでも特別養子縁組縁組あっせん事業ができてしまう無法地帯でしたが、これからは、許可を受けていない事業者は特別養子縁組のマッチングに関わることはできなくなりました。

特別養子縁組事業はより透明性高く、子どもの命を救う社会インフラとなっていくことが期待されています。



様式第三号 (日本工業規格A列4)

許可番号 30福保子育て2541号
許可年月日 平成30年12月26日

養子縁組あっせん事業許可証

法人の名称 特定非営利活動法人 フローレンス
所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目14番1号
KDX神保町ビル4階

上記の者は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第6条第1項の許可を受けて、下記のとおり養子縁組あっせん事業を行う者であることを証明する。

平成30年12月26日

東京都知事 小池 百合子

記

1 事業所の
名称 特定非営利活動法人 フローレンス
所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目14番1号 KDX神保町ビル4階

2 許可の有効期間
平成30年(2018年)12月26日から平成33年(2021年)12月25日までとする。

「フローレンスの赤ちゃん縁組事業」について

日本国内では現在年間50人の子どもが虐待死しており、その半数が0歳児です。2週間に1人、0歳児が亡くなっていることとなります。(厚生労働省調査より)

0歳児の虐待死のうち、最も多いのが「出生直後」の死亡です。その背景にあるのが望まない妊娠。若年層の妊娠のほか、性犯罪の被害、貧困で産んでも育てられない等、さまざまな事情を抱える妊婦が、中絶できる期間(妊娠22週)を過ぎて気づき、自宅などで出産し、赤ちゃんを殺してしまう事件が後を絶ちません。

フローレンスでは生後間もない赤ちゃんの虐待死をなくすことを目的に、2016年4月から、この特別養子縁組を支援する活動を開始しました。

妊娠期からの相談に乗り、必要な場合には、特別養子縁組の支援することで、出生直後の赤ちゃんの虐待死をなくし、子どもが温かい家庭で育っていけるように支援しています。